

## 令和 5 年度 税制改正の要旨

### ◎所得税法

検定試験の出題に関する要旨はありません。

## 令和5年度 税制改正の要旨

### ◎法人税法

#### 1. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法65の7）

1号買換え（例、既成市街地内にある一定の資産と既成市街地外にある一定の資産との買換え）が廃止されたため、一定の事業用資産の既成市街地等内から既成市街地等外への買換えが、特定資産の買換えの圧縮記帳の対象外となりました。

#### 2. 暗号資産の評価方法（法法61等）

事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、特定自己発行暗号資産（自己が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であって、その発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして一定のもの。）が除外されました。

#### 3. 試験研究費の特別控除（措法42の4①等）

税額控除割合の変更その他一定の見直しがされました。

#### 4. 適用期限の延長

次の各規定については、適用期限が2年間延長されることとされました。

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（措法42条の3の2）
- (2) 中小企業者等の機械等の特別償却及び税額控除制度（措法42条の6）
- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法42条の12の4、措法42条の13）

### <適用関係>

上記改正は、令和5年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

## 令和5年度 税制改正点の要旨

### ◎ 消費税法

#### 1. 少額な返還インボイスの交付義務免除

##### <改正の内容>

適格請求書発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には適格返還請求書の交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます（消法57の4③，消令70の9③二）。

##### <適用関係>

上記改正は、令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用されます。なお、本改正は、適用期限や適用対象者について特段の制限はありません。

##### <出題における留意点>

改正の内容について資料で与えることはありません。

## 令和5年度 税制改正点の要旨

### ◎相続税・贈与税

#### 1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の2）

##### <改正の内容>

##### (1) 期限延長

適用期限が令和5年3月31日から3年間延長され、令和8年3月31日までの措置となりました。

##### (2) 贈与者が死亡した場合の取扱い

教育資金管理契約に係る信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととなりました。

※ 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されません。

##### (3) 教育資金管理契約が終了した場合の取扱い

受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとなりました。

※ 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されません。

##### <出題における留意点>（※出題区分は1級です。）

令和5年3月31日までの贈与については、旧法による取扱いとなります。

#### 2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2の3）

##### <改正の内容>

##### (1) 期限延長

適用期限が令和5年3月31日から2年間延長され、令和7年3月31日までの措置となりました。

##### (2) 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の取扱い

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとなりました。

※ 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されません。

<出題における留意点> (※出題区分は1級です。)

令和5年3月31日までの贈与については、旧法による取扱いとなります。

### 3. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等 (措法70の7の9~70の7の14)

<改正の内容>

適用期限が令和5年9月30日から3年3月延長され、令和8年12月31日までの措置となりました。

<出題における留意点> (※出題区分は1級です。)

出題内容への影響はありません。

### 4. 相続時精算課税制度 (法21の11の2ほか)

<改正の内容>

- (1) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等されるその特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、基礎控除を控除した後の残額とすることとなりました。

※ 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

- (2) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物がその贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額からその価額のうちその災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とすることとなりました。

※ 令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されません。

<出題における留意点> (※出題区分は1級及び2級です。)

上記改正は、令和6年1月1日以後の贈与から適用されることとなりますので、第114回(令和6年2月4日実施)以降の試験において出題可能性があります。

### 5. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の変更 (法19ほか)

<改正の内容>

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額(その財産のうちその相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとなりました。

※ 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されますが、経過措置により令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、従前どおり相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により取得した財産が加算の対象とされます。

<出題における留意点> (※出題区分は全級です。)

上記改正は、第114回(令和6年2月4日実施)以降の試験より対象となりますが、上述のとおり、令和8年までの相続については、従前の取扱いと変更はありません。